

## 規制改革実施計画（抜粋）

（平成25年6月14日）  
閣議決定

## 3. 健康・医療分野

## (2) 個別措置事項

## ④医療のICT化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
18	一般用医薬品のインターネット販売	<p>一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。</p> <p>ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。</p> <p>検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。</p>	本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省